

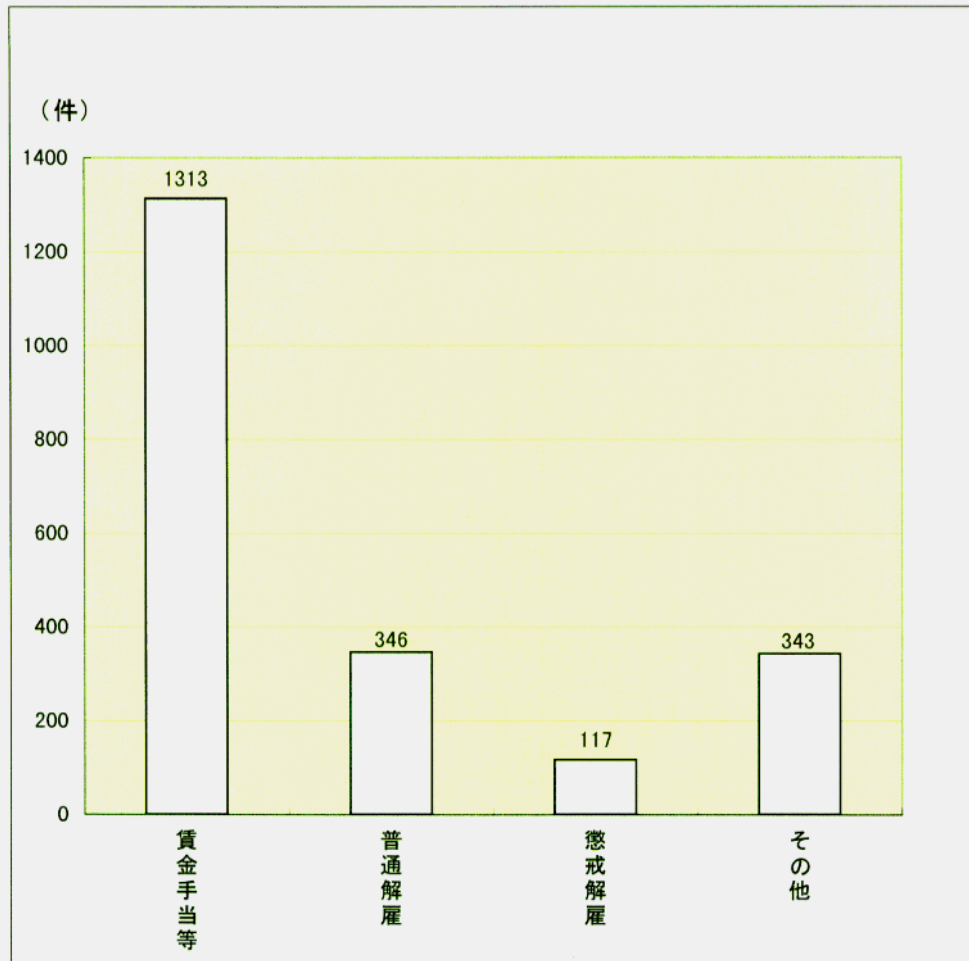
労働関係民事通常訴訟事件
新受・既済件数及び平均審理期間
(平成3年～13年)－全国地裁－

年度	新受件数	既済件数	既済事件平均審理期間(月)
平成3年	662	669	20.3
4年	892	746	18.5
5年	1,307	996	14.9
6年	1,507	1,230	15.0
7年	1,552	1,463	14.0
8年	1,525	1,547	15.3
9年	1,656	1,586	15.4
10年	1,793	1,708	13.0
11年	1,802	1,914	14.5
12年	2,063	2,092	13.6
13年	2,119	2,095	13.5

(注) 平成13年の数値は概数である。

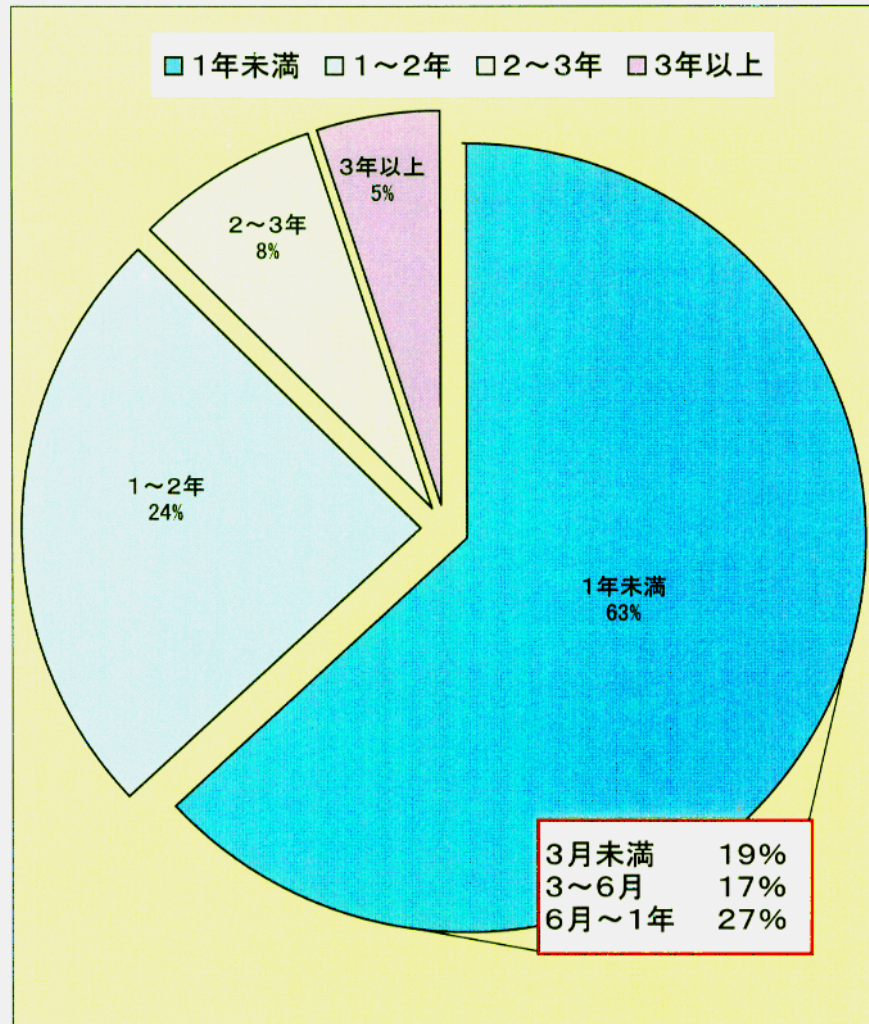


労働関係民事通常訴訟事件
事件種類別新受件数
(平成13年)ー全国地裁ー



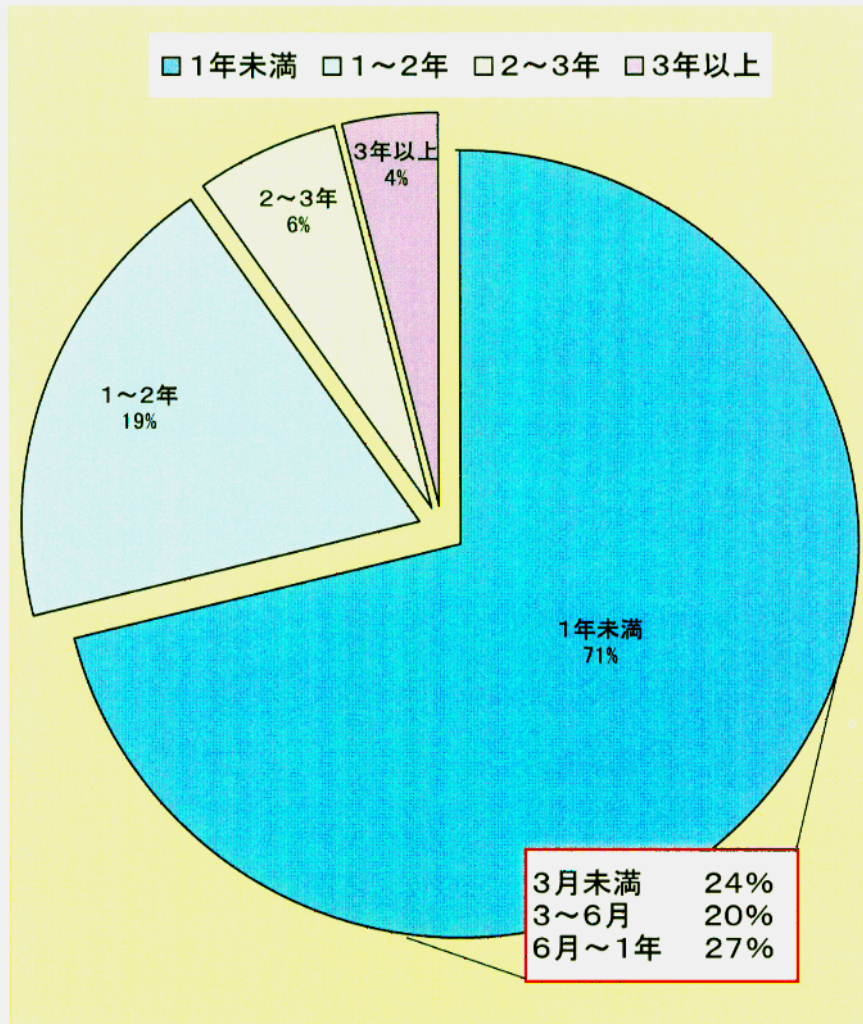
- (注) 1 平成13年の数値は概数である。
2 賞金手当等には、退職金を含む。
3 その他に含まれる事件としては、件数の多い順にセクシュアル・ハラスメント(45件)、期間満了・更新拒絶(26件)、合意退職関係(20件)となる。

労働関係民事通常訴訟事件の審理期間
(平成13年) - 全国地裁 -

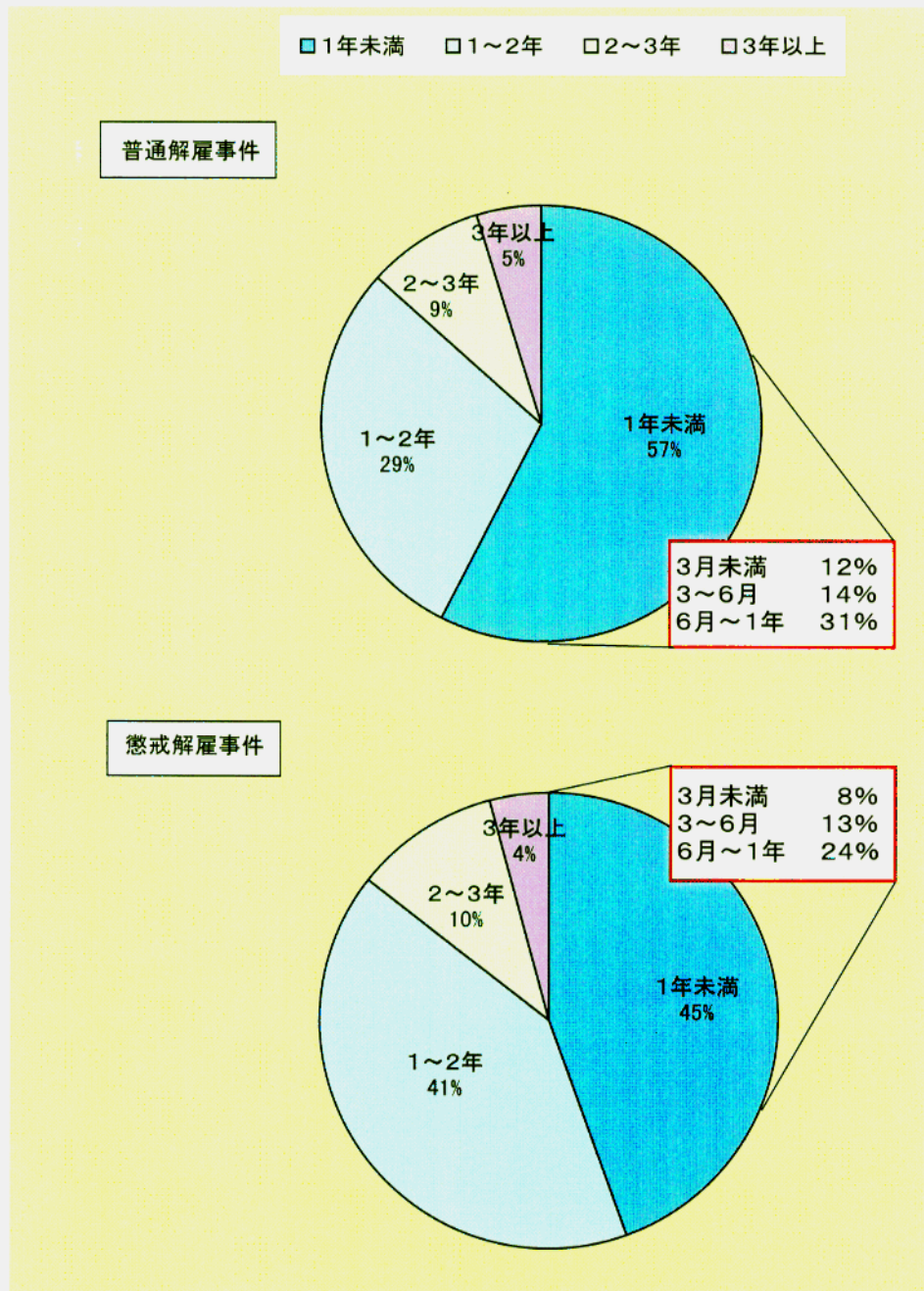


(注) 割合算出の基礎となる事件数は概数である。

賃金手当等事件の審理期間
(平成13年)ー全国地裁ー

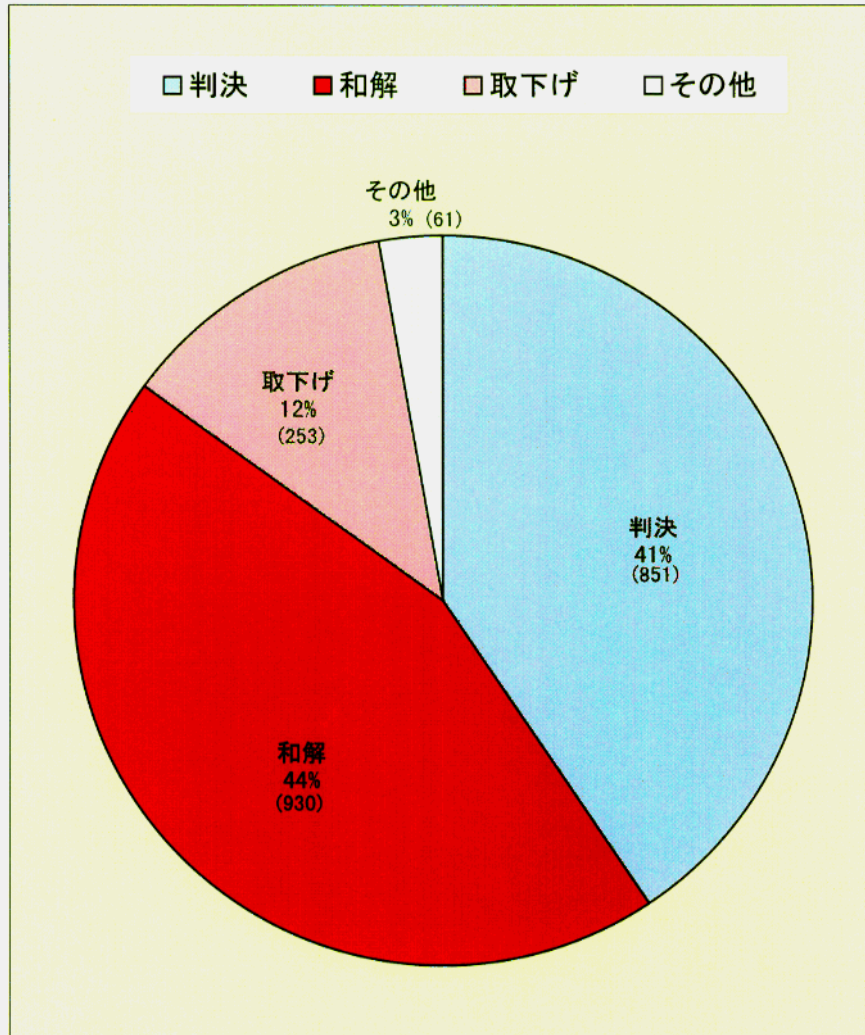


(注) 1 割合算出の基礎となる事件数は概数である。
2 賃金手当等には、退職金を含む。

解雇事件の審理期間
(平成13年) - 全国地裁 -

(注) 割合算出の基礎となる事件数は概数である。

労働関係民事通常訴訟事件 終局結果割合
(平成13年) - 全国地裁 -

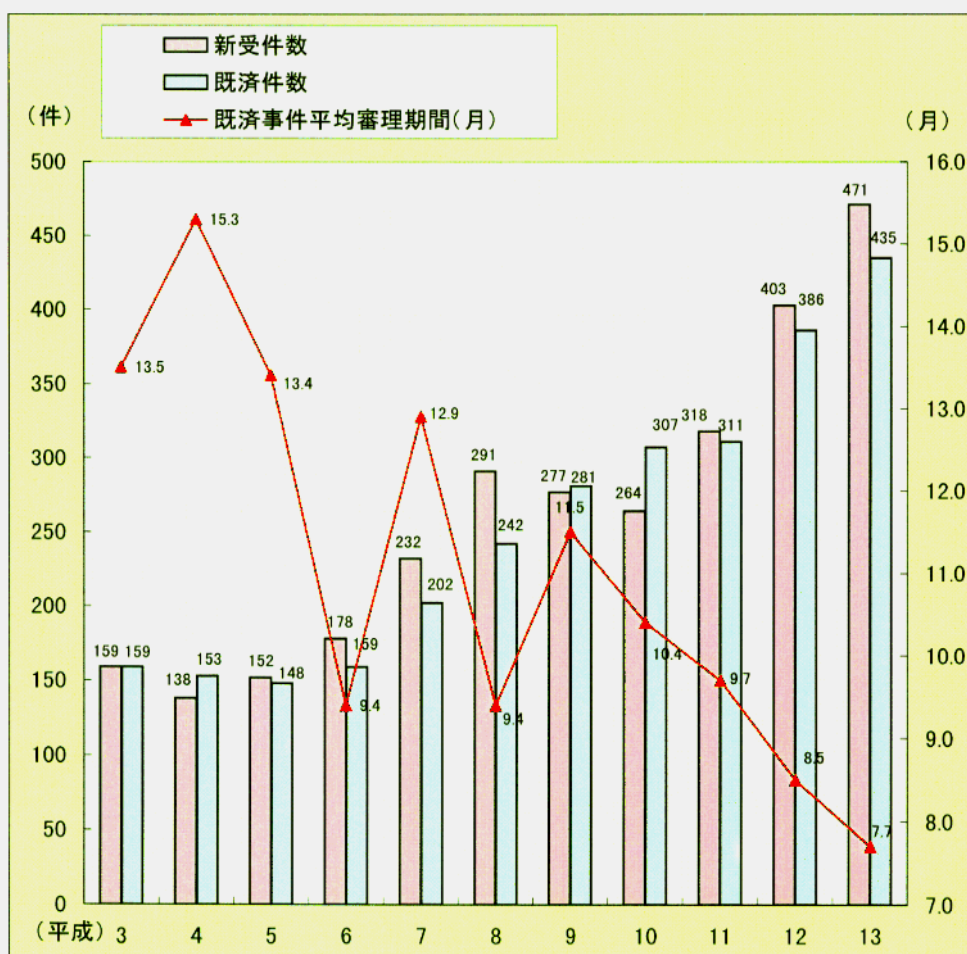


(注) ()内の数値は既済件数(概数)である。

労働関係民事通常訴訟控訴事件
新受・既済件数及び平均審理期間
(平成3年～13年)－全国高裁－

年度	新受件数	既済件数	既済事件平均審理期間(月)
平成3年	159	159	13.5
4年	138	153	15.3
5年	152	148	13.4
6年	178	159	9.4
7年	232	202	12.9
8年	291	242	9.4
9年	277	281	11.5
10年	264	307	10.4
11年	318	311	9.7
12年	403	386	8.5
13年	471	435	7.7

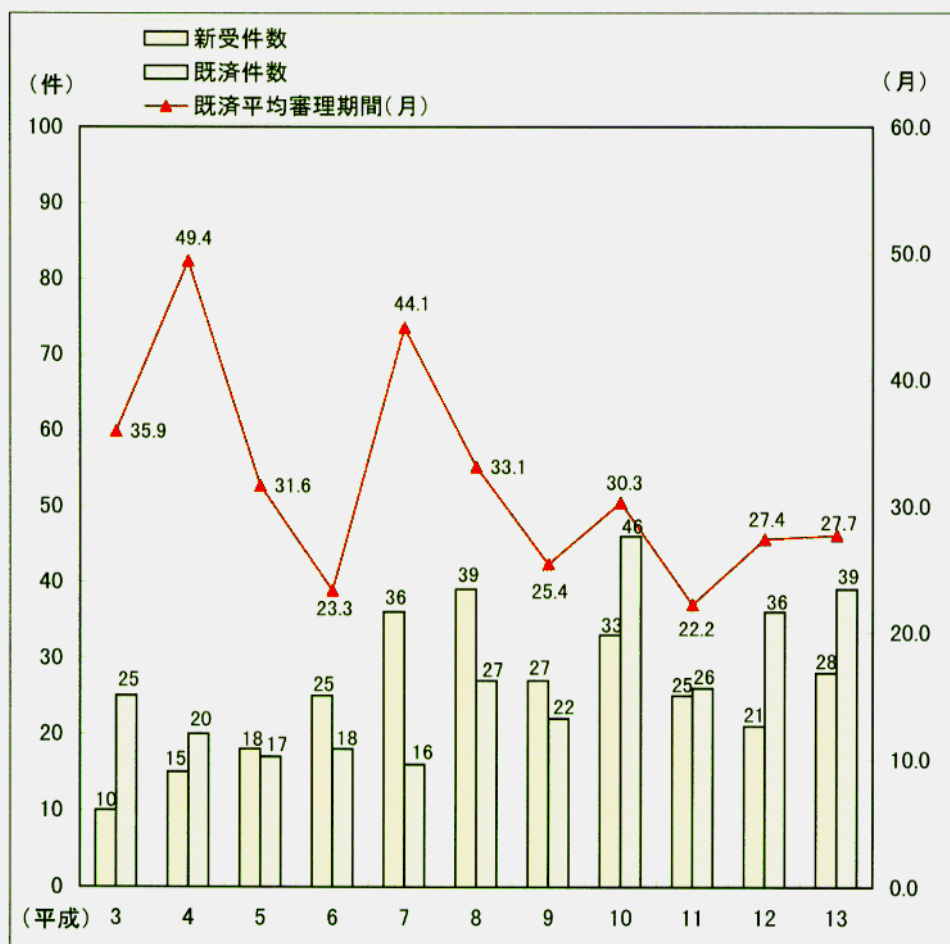
(注) 平成13年の数値は概数である。



救済命令取消訴訟事件
 新受・既済件数及び平均審理期間
 (平成3年～13年)-全国地裁-

年度	新受件数	既済件数	既済事件平均審理期間(月)
平成3年	10	25	35.9
4年	15	20	49.4
5年	18	17	31.6
6年	25	18	23.3
7年	36	16	44.1
8年	39	27	33.1
9年	27	22	25.4
10年	33	46	30.3
11年	25	26	22.2
12年	21	36	27.4
13年	28	39	27.7

(注) 平成13年の数値は概数である。



救済命令取消訴訟事件 既済件数及び取消率
(平成3年～13年)－全国地裁－

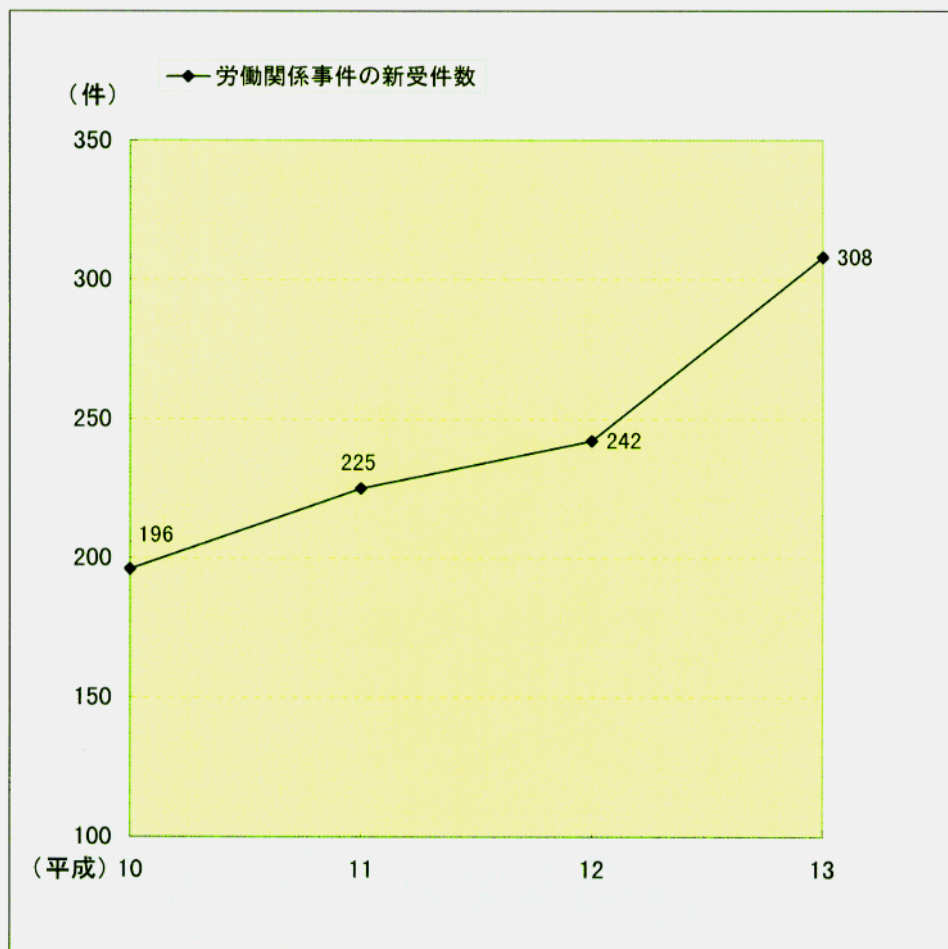
年度	既済件数	判決件数	うち		和解件数	取下件数	判決件数に対する取消率(%)
			取消件数	()			
平成3年	25	8	3	(1)	5	12	37.5
4年	20	6	2	(0)	7	7	33.3
5年	17	7	4	(4)	4	6	57.1
6年	18	6	3	(1)	2	10	50.0
7年	16	12	4	(2)	0	3	33.3
8年	27	17	2	(1)	6	4	11.8
9年	22	10	4	(4)	7	5	40.0
10年	46	35	20	(5)	7	4	57.1
11年	26	12	3	(2)	6	8	25.0
12年	36	16	6	(3)	10	10	37.5
13年	39	21	5	(4)	16	2	23.8

- (注) 1 平成13年の数値は概数である。
 2 地労委、中労委で出された命令の取消訴訟に関するものである。
 3 救済棄却・却下命令に対する取消訴訟を含む。
 4 取消件数の()内の数値は、一部取消の件数で内数である。



少額訴訟事件の新受件数
 (平成10年～13年)－東京簡裁－

年度	新受件数	うち労働関係事件	
		労働関係事件	労働関係事件の割合(%)
平成10年	1,472	196	13.3
11年	1,829	225	12.3
12年	1,826	242	13.3
13年	2,251	308	13.7



(注)1 平成13年の数値は概数である。

2 少額訴訟は、平成10年の改正民事訴訟法施行により導入された訴訟制度である。

少額訴訟は、訴額が30万円以下の金銭支払の請求を目的とする訴えについて、原則として、1回の口頭弁論で審理を完了し、直ちに判決が言い渡される。

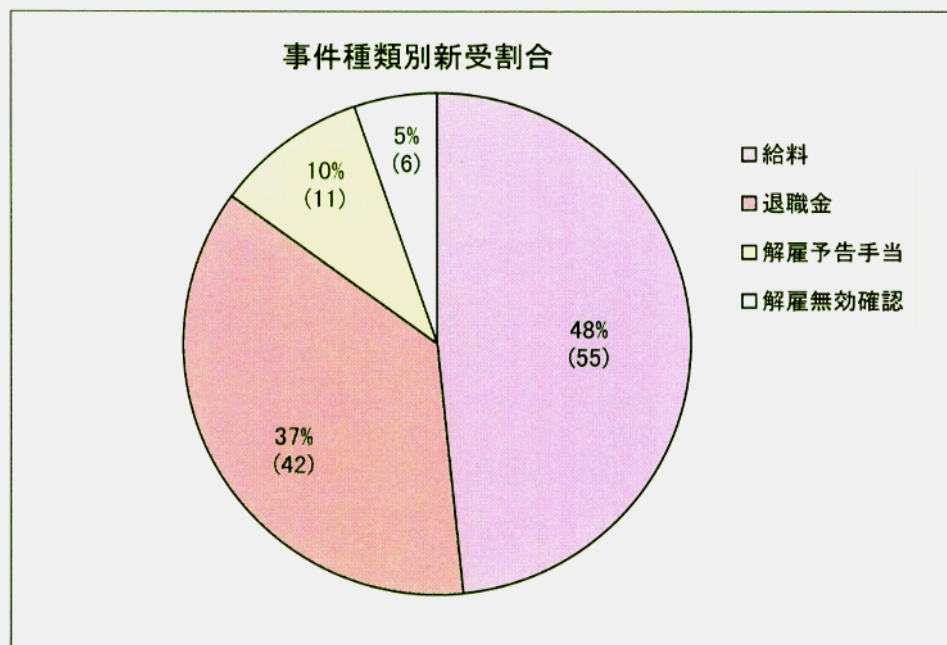
労働関係調停事件 新受件数及び処理結果
 (平成12年度新受事件)－東京簡裁－

事件名	新受件数	調停成立	調停不成立	取下げ	17条決定	その他
給料	55	17	27	10	0	1
退職金	42	20	15	5	2	0
解雇予告手当	11	5	3	2	0	1
解雇無効確認	6	3	3	0	0	0
合計	114	45	48	17	2	2

(注)1 本表は、平成12年度に受理した事件を調査し、その終局結果を表したものである。

2 「17条決定」は、民事調停法17条に基づき、当事者の合意による成立の見込みがない場合であつても、裁判所が調停委員の意見を聴いた上、当事者の合意に代えて、当事者双方のために一切の事情を斟酌し、職権による決定で事件を解決した場合をいう。

3 給料には報酬及び賞与を含む。



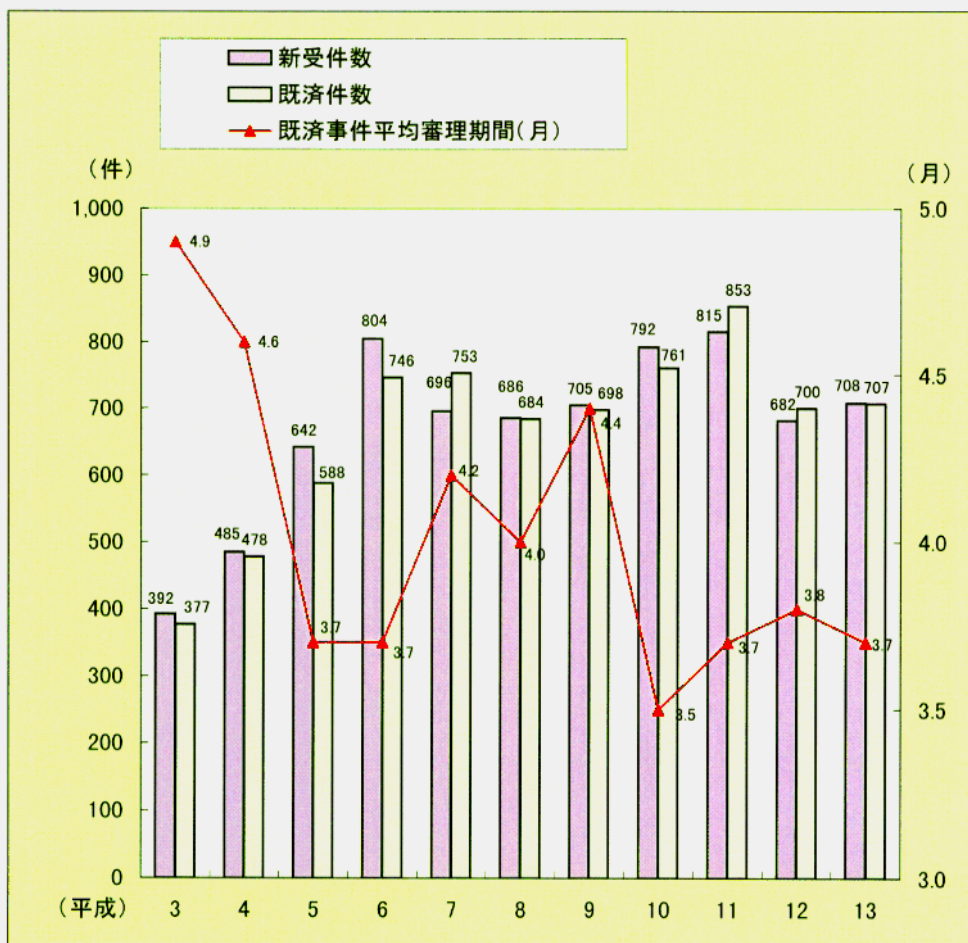
(注) ()内の数値は新受件数である。

労働関係仮処分事件
 新受・既済件数及び平均審理期間
 (平成3年～13年)-全国地裁-

年度	新受件数	既済件数	既済事件平均審理期間(月)
平成3年	392	377	4.9
4年	485	478	4.6
5年	642	588	3.7
6年	804	746	3.7
7年	696	753	4.2
8年	686	684	4.0
9年	705	698	4.4
10年	792	761	3.5
11年	815	853	3.7
12年	682	700	3.8
13年	708	707	3.7

(注)1 平成13年の数値は概数である。

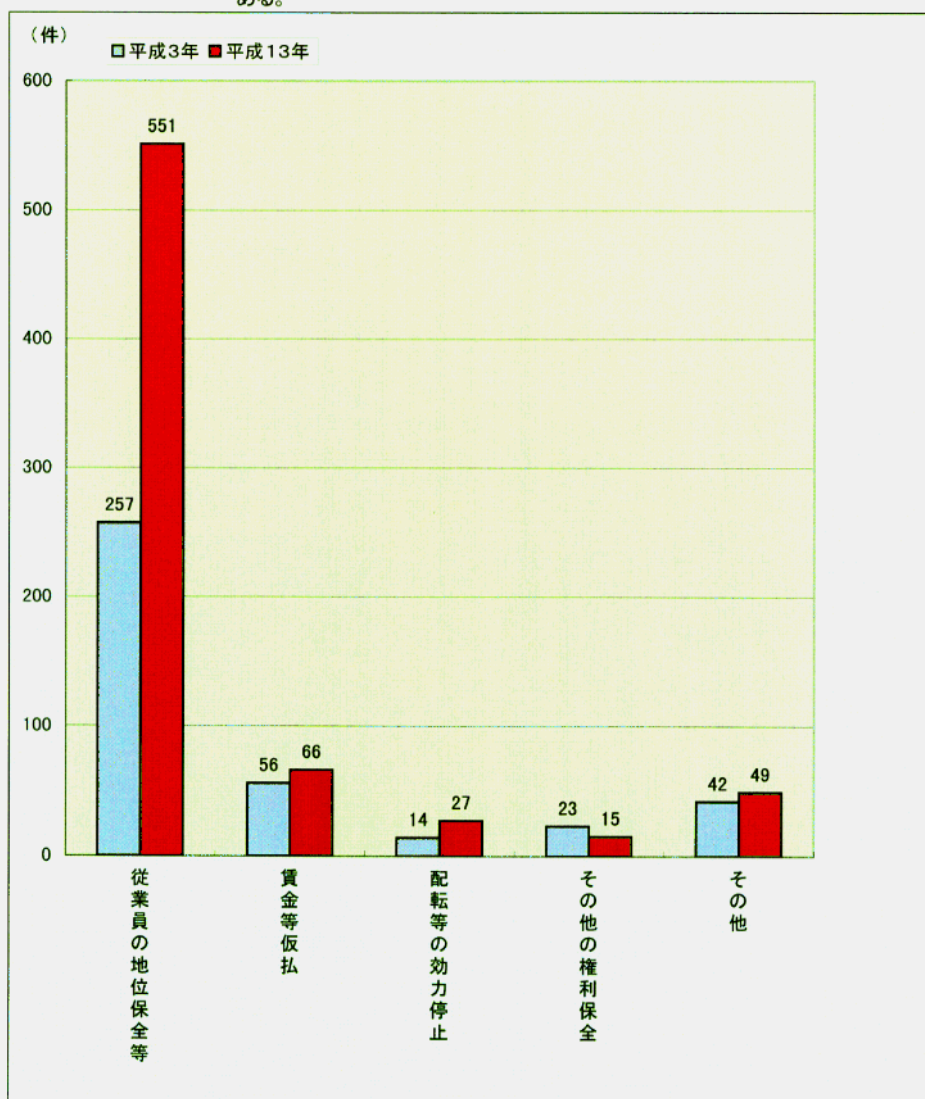
2 仮処分異議・取消事件を除く。

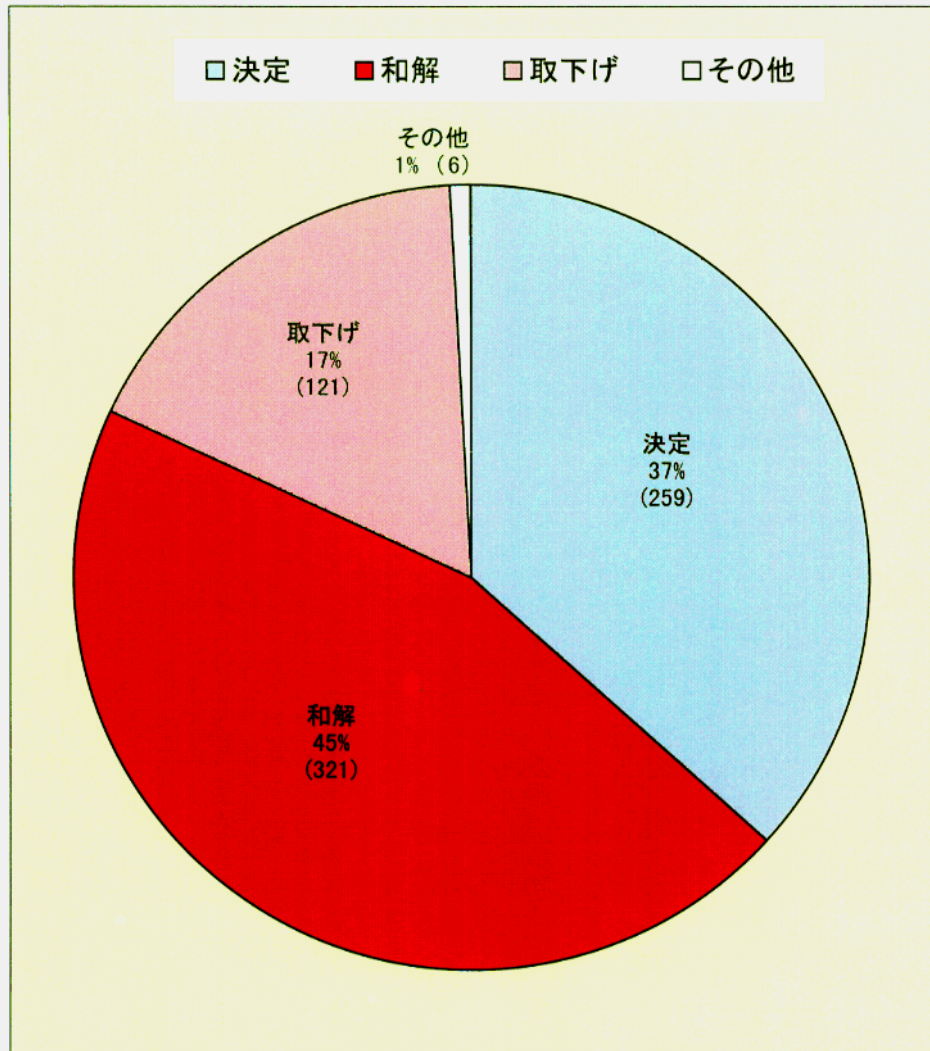


労働関係仮処分事件 申立類型別新受件数
(平成3年・平成13年)ー全国地裁ー

申立類型	平成3年	平成13年
従業員の地位保全等	257	551
賃金等仮払	56	66
配転等の効力停止	14	27
その他の権利保全	23	15
その他	42	49
合計	392	708

- (注) 1 平成13年の数値は概数である。
 2 仮処分異議・取消事件を除く。
 3 従業員の地位保全等には、従業員の地位保全及び賃金等仮払を申し立てた場合を含む。
 4 その他の権利保全とは、従業員の地位保全等以外の権利保全である。

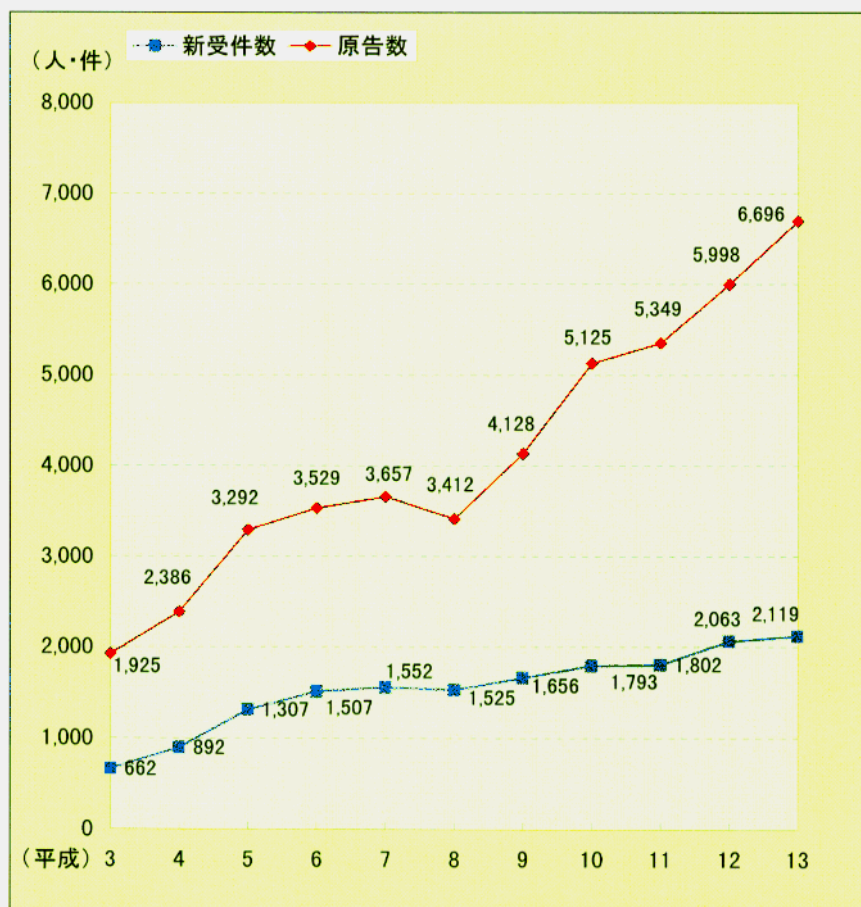


労働関係仮処分事件 終局結果割合
(平成13年) - 全国地裁 -

(注) ()内の数値は既済件数(概数)である。

労働関係民事通常訴訟事件の原告数
(平成3年～13年)－全国地裁－

年度	原告数	新受件数
平成 3 年	1,925	662
4 年	2,386	892
5 年	3,292	1,307
6 年	3,529	1,507
7 年	3,657	1,552
8 年	3,412	1,525
9 年	4,128	1,656
10 年	5,125	1,793
11 年	5,349	1,802
12 年	5,998	2,063
13 年	6,696	2,119



(注)1 平成13年の数値は概数である。

2 平成13年の新受事件のうち、原告数が100人以上の事件は9件ある。
原告数の多い順に、637人、330人、252人、204人、178人、176人となる。

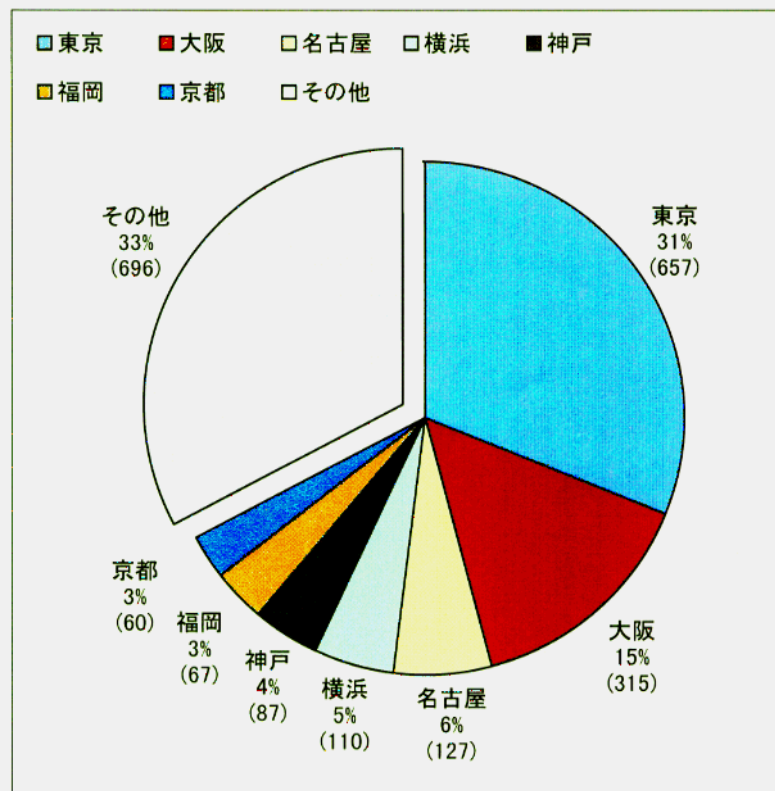
労働関係事件専門部・集中部の裁判官数

庁名	裁判官数
東京地裁	13
横浜地裁	4
大阪地裁	4
京都地裁	3
神戸地裁	3
名古屋地裁	3
福岡地裁	5
合計	35

- (注) 1 平成14年4月1日現在の人数である。
 2 専門部等の数は、東京地裁が3か部で、その他の庁は1か部である。

専門部・集中部への事件集中状況

(平成13年)-全国地裁-



- (注) 1 労働関係民事通常訴訟事件の新受件数の割合を表したものである。
 2 ()内の数値は新受件数(概数)である。